

中小企業大学校派遣助成金交付要綱

公益社団法人 佐賀県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、トラック運送事業者の経営者・管理者等が、中小企業大学校の経営戦略等の講座を受講することによって、経営基盤のより一層の向上を図ることを目的とする。

(受講対象者)

第2条 公益社団法人佐賀県トラック協会(以下「佐ト協」という。)の会員である法定中小企業者(資本金3億円以下又は常備従業員300人以下)の経営者、後継者および管理者とする。

2 会員中小企業者をもって構成されるトラック運送事業に係る共同組織の経営者、管理者も対象とする。

(対象校)

第3条 国の人材養成機関である中小企業大学校9校を対象とする。

2 最寄校での受講を原則とするが、希望する講座名・受講期間等により最寄校以外での受講も妨げない。

学校名	郵便番号	所在地	電話
旭川校	078-8555	北海道旭川市緑が丘東3条2-2-1	0166-65-1200
仙台校	989-3126	宮城県仙台市青葉区落合4-2-5	022-392-8811
三条校	955-0025	新潟県三条市上野原570	0256-38-0770
東京校	207-8515	東京都東大和市桜が丘2-137-5	042-565-1207
瀬戸校	489-0001	愛知県瀬戸市川平町79	0561-48-3400
関西校	679-2282	兵庫県神崎郡神崎町高岡1929	0790-22-5931
広島校	733-0834	広島県広島市西区草津新町1-21-5	082-278-4955
直方校	822-0005	福岡県直方市永満寺1463-2	0949-28-1144
人吉校	868-0021	熊本県人吉市鬼木町梢山1769-1	0966-23-6800

(対象講座)

第4条 対象となる講座は、中小企業大学校の各校が定める講座であって、次の各号に掲げるものとする。

- (1) トップのための経営戦略、経営計画等に関する講座
- (2) 実践的な財務管理、利益計画等に関する講座
- (3) 管理者のための人材育成、労務管理等に関する講座
- (4) 女性リーダーの能力開発等に関する講座
- (5) 情報化、システム構築に関する講座
- (6) その他物流事業に関わる講座

(受講定員)

第5条 受講定員については、原則として予算の範囲内とし、1事業者からの複数の申込も妨げない。

(受講の届け出・承認)

第6条 受講を希望する会員事業者は、事前に佐ト協へ届け出る。

- 2 佐ト協は、前項の届け出があったときは、予算の範囲内であることを確認の上で速やかに会員事業者に受講の承認を行う。

(申込み)

- 第7条** 受講を希望する会員事業者は、佐ト協からの受講の承認があった後、受講しようとする学校に対して、受講申込みの手続きを行うものとする。なお、同時に受講料を納入することになっている学校については、所定の受講料(全額)を直接納入する。
- 2 受講申込みをした学校から受け入れ通知があった場合に受講することができる。
 - 3 受講料は、所定の額(全額)を会員事業者が直接、当該校に納入する。

(受講修了後の手続き)

- 第8条** 成金の交付を受けようとする事業者は、原則として事業が完了した日から3か月以内又は、当該年度の2月末日のいずれか早い日までに様式1号の中小企業大学校派遣助成事業実績報告書(助成金交付請求書)に必要事項を記入の上、次の各号のすべてを添え、佐ト協に申請するものとする。
- (1) 様式2号受講修了通知書
 - (2) 受講修了証書の写し
 - (3) 振込金受取書等の写し

(受講料の負担)

- 第9条** 受講料については、受講修了事業者、佐ト協、公益社団法人全日本トラック協会が、各々3分の1の割合で負担する。ただし、対象期間内に予算額に達した場合は、助成を終了することができるものとする。
- 2 前項の会員事業者の負担額は、百円未満は切り捨てとする。

(助成金の交付)

- 第10条** 佐ト協は、会員事業者から助成金交付請求書の提出があった時は、速やかにその内容を審査し、適正と認めるときは、当該事業者に対して助成金を交付するものとする。

(変更又は中止)

- 第11条** 会員事業者は、佐ト協から受講承認を得た後、申込み事項を変更または受講を中止した場合は、その旨速やかに佐ト協あて届け出る。

(保存期間)

- 第12条** 本助成に関する書類は、佐賀県運輸事業振興助成交付金交付要綱第5条の規定に従い、5年間保存しなければならないものとする

(附則)

本要綱は、平成25年4月1日から施行する。